

倉敷市立精思高等学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校には挫折や困難を抱える生徒が多数在籍する。特に新たな人間関係を構築する1年生では、何気ない言動により傷つき、傷つける事態が起りやすい。また、長期に及んだ新型コロナウイルス感染症対策が一段落したタイミングに伴い直接的な言動が及ぼす影響が大きくなることが予想される。こうした事態に全校で留意できるよう、人権教育係が中心となり、他の分掌と協力しながら、生徒の社会性、人間性を育成していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

本校では、学校としていじめは絶対に「おこさない」「見逃さない」「許さない」という方針を打ち出している。その方針を全教員の共通認識とし、いじめの防止、早期発見、早期解決に向けた取り組みを行う。また、人権教育係以外の課、係、学年も、それぞれの立場から生徒の社会性育成のための取り組みを行う。

〈いじめの定義〉

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

〈いじめの解消の定義〉

② 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること。

②被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたこと。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針を保護者宛文書で連絡し、後援会総会や保護者向け学校評価アンケートで意見を集約し、取組の改善に生かす。
- ・教育相談日よりや人権日より、学年通信で相談窓口を掲載し、スクールカウンセラーなどの利用を促す。
- ・近隣の町内会や公民館等との地域交流を深め、社会貢献活動を活性化し自己有用感を育む。

学 校

いじめ対策委員会

〈役割〉

- ・発生した事案への対応

〈開催時期〉

- ・いじめ防止アンケート後、その他随時

〈内容の教職員への伝達〉

- ・直後の連絡会で全教職員へ伝達

〈構成メンバー〉

校長、副校長、生徒課長、人権教育係長、教育相談係長、養護助教諭、スクールカウンセラー（学年主任、関係生徒担任、スクールソーシャルワーカー）

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・市教育委員会
- ・県教育庁
- ・警察
- ・青少年育成センター

〈連携の内容〉

- ・スクールカウンセラーの配置

〈学校側の窓口〉

- ・副校長、生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめ防止

- ・いじめや暴力を許さない、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。
- ・生徒の、訴える力を育成し、見て見ぬ振りをせず互いに支え合う風土を培う。
- ・人権教育教職員研修を行い、教職員の普段の指導に生かせるよう、人権意識の高揚を図る。
- ・日頃の授業や行事など特別活動の中で、居場所や活躍できる場をつくり、生徒の自己有用感が高まるよう図る。
- ・生徒一人ひとりに応じたきめ細かい学習指導を目指し授業改善を行うとともに、授業規律を確立する。
- ・学校行事やLHR・つながる授業・講演会等を通じて、生徒の社会性を育成する。
- ・生徒課日よりや人権教育日より、また HR 担任の指導を通じて、いじめが命に係わる重大な人権侵害であることを全校生徒に伝える。

② 早期発見

- ・各学期に1回ずつ、いじめ防止アンケートと担任面談を実施し、いじめの早期発見を図る。
- ・全教職員が生徒一人ひとりへの声かけを行いながら、様子の変化を見逃さず、情報を共有する。
- ・教育相談の窓口やスクールカウンセラーとの面談の機会を生徒や保護者に伝え、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・生徒のSNS等の利用実態の把握と指導に努める。

③ いじめへの対処

- ・いじめの認知を積極的に行い、100%解消を目指して組織的に取り組む。
- ・いじめの発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒を最後まで守ることを最優先に、当該生徒と保護者に対して支援を行う。
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害であることに気付かせる。また、当該生徒のその後の人間関係に留意しながら、保護者の協力を仰ぎ、健全な人間関係を構築できるように指導を行う。

倉敷市立精思高等学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議・委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 :学校基本方針の確認 ○人権教育係会議 ○いじめ対策委員会 ○生徒理解会議	○校外清掃ボランティア活動 (厚生課) 生徒の自主的な取組と 集団づくり	○担任による面談 ○生徒理解会議 (教育相談係) ○スクールカウンセラー・ 相談窓口の伝達	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (いじめ対策委員会)
5 月	○いじめ対策委員会	○中学校訪問(1年団) ○つながる授業(4年生) :社会人との交流による集団作り	○集団アセスメント(HyperQU)の実施 (教育相談係) ○いじめ防止アンケート(人権教育係)	○アンケート結果の検討 必要に応じた対処(人権教育係・いじめ対策委員会)
6 月	○生徒理解会議 ○後援会総会 ○学校運営協議会	○授業研究会 ○体育祭 (生徒課) 生徒の自主的な取組と集団づくり	○生徒理解会議 (教育相談係)	
7 月	○校内教員研修会 (人権教育係)	○校内生活体験発表会(教務課) ○人権教育講演会(人権教育係) 人権意識の高揚	○家庭訪問(1年) ○保護者懇談(2～4年)	
8 月	○市教委教職員研修 ○市人教講演会			
9 月	○生徒理解会議	○授業研究会 ○つながる授業(1年生)	○担任による面談 ○生徒理解会議 (教育相談係) ○集団アセスメント(HyperQU)の実施 (教育相談係)	
10 月	○いじめ対策委員会	○文化祭 (生徒課) 生徒の自主的な取組と集団づくり ○校外清掃ボランティア活動(厚生課) 生徒の自主的な取組と集団づくり ○つながる授業(1年生) :社会人との交流による集団作り	○いじめ防止アンケート(人権教育係)	○アンケート結果の検討 必要に応じた対処 (人権教育係・いじめ対策委員会)
11 月		○球技大会 (生徒課・保健体育科) :生徒の自主的な取組と集団づくり		
12 月	○学校運営協議会			
1 月	○生徒理解会議	○授業研究会 ○つながる授業(2・3年生) :社会人との交流による集団作り	○担任による面談	
2 月	○いじめ対策委員会	○卒業生を送る会 (生徒課) 生徒の自主的な取組と集団づくり ○つながる授業(2・3年生) :社会人との交流による集団作り	○いじめ防止アンケート (4年生、人権教育係)	○アンケート結果の検討 必要に応じた対処 (人権教育係・ いじめ対策委員会)
3 月	○学校運営協議会 ○いじめ対策委員会 :取組の検証、 基本方針の修正		○いじめ防止アンケート (1～3年生、人権教育係)	○アンケート結果の検討 必要に応じた対処 (人権教育係・ いじめ対策委員会)

年間を通して行う取組

あいさつ運動による生徒観察(全教職員・生徒評議員会) 人権教育だよりの発行(人権教育係) 教育相談だよりの発行(教育相談係)
生徒課だよりの発行(生徒課) スクールカウンセラーによる教育相談 各学年によるコミュニケーショントレーニング